

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金について

補助事業名

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金

補助対象

- ・ 農林産物の被害防止が十分発揮できるもの（爆音機は除きます）
- ・ 電気柵またはトタン、鉄線、網(ネット)、板等により作成された柵の資材購入費の一部

補助金交付要件

- ・ 農林産物に対する獣害の被害が頻発し、今後も被害の発生が予想される地域
- ・ 2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をするもの又は1戸が所有する農林地で隣接する農林地がない若しくは隣接する農林地と連続して設置することが困難であるもの
- ・ 同じ地番において過去3年間にこの事業による補助金の交付を受けていないこと
- ・ 市内に農林地を有する者
- ・ 補助金交付決定以後に柵を設置しようとする箇所であること
(設置後の申請、いわゆる「事後申請」は一切認められません)

補助金額

〔共同申請〕：2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をするもの

- ・ 資材費（設置費を除く）の購入に要する費用の1/2
（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- ・ 補助金の限度額は、防護柵を設置する農林地の公簿面積に応じ、次のとおりです。

防護柵の設置をする農林地の公簿面積	額
1,000 m ² 未満	100,000 円
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	120,000 円
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	140,000 円
5,000 m ² 以上	160,000 円

〔単独申請〕：1戸が所有する農林地で隣接する農林地がない若しくは隣接する農林地と連続して設置することが困難であるもの

- ・ 資材費（設置費を除く）の購入に要する費用の1/4
（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- ・ 補助金の限度額は、防護柵を設置する農林地の公簿面積に応じ、次のとおりです。

防護柵の設置をする農林地の公簿面積	額
1,000 m ² 未満	50,000 円
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	60,000 円
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	70,000 円
5,000 m ² 以上	80,000 円

提出する書類等

申請時

- ①補助金等交付申請書
- ②共同申請に係る同意書[兼補助対象農林地確認書]（農林地所在地は、小字、地番、面積まで記入）
- ③設置予定場所の着手前写真（対象の農林地に農林作物が作付けされている状態）
（撮影する位置を変更させて3～4枚程度）
- ④資材を依頼される業者の資材費の見積書（防草シート、乾電池等の消耗品等を除く）
（見積書の日付は4月1日以降でお願いします。）
- ⑤位置図等（設置予定場所に赤色等で線を引くこと）

※申請後、審査のうえ「補助金等交付決定指令書」を送付いたしますので、着手については交付決定指令書が到着後をお願いします。なお、到着前の着手は補助対象外となります。

変更時（交付決定後の事業内容の変更）

- ①事業計画変更承認申請書
- ②当初見積書金額から変更が生じた場合は、変更金額後の見積書（資材購入前に必ず）

完成後

- ①事業実績報告書
- ②精算払請求書
- ③資材購入の領収書
- ④完成後写真（着手前と概ね同じ位置から撮影したもの、危険表示の看板が写っているもの）

※上記書類を提出後、内容確認のうえ、補助金を「精算払請求書」に記入された指定口座に振り込みます。

問い合わせ・申し込み先

亀山市総合環境センター（4階）

産業環境部 環境課 生物多様性・獣害対策G 電話 96-8588（直通）